

平成29年第1回潟上市議会臨時会会議録（1日目）

○開 会 平成29年 4月28日 午前10:00

○閉 会 午前11:16

○出席議員（20名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 伊 藤 榮 悦
7番 佐 藤 敏 雄	8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武
10番 千 田 正 英	11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子
13番 鈴 木 壮 二	14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄
16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和
19番 鈴 木 斌次郎	20番 藤 原 幸 雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	教 育 長 肥田野 耕 二
総 務 部 長 栗 山 隆 昌	市民福祉部長 藤 原 久 基
福祉事務所長 伊 藤 巧	産業建設部長 菅 原 靖 仁
水道局長 村 山 久 尚	教 育 部 長 菅 原 剛
農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝	選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成29年第1回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成29年 4月28日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 常任委員会委員の選任

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 市長あいさつ

日程第 6 議長辞職の件について

追加日程第1 議長の選挙

追加日程第2 議席の一部変更

日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第11号））

日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）

日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第10 同意第 3号 潟上市固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任について

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回潟上市議会臨時会を開会します。

会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。

去る4月9日の潟上市議会議員補欠選挙において当選されました兩名をご紹介致します。私の方からお名前を申し上げますので、その場にてご起立くださいますようお願い申し上げます。

佐藤敏雄議員です。

○佐藤敏雄 宜しく申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木壮二議員です。

○鈴木壮二 宜しく申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） 以上2名の方が潟上市議会議員として当選されました。宜しく申し上げます。

議事の進行上、新議員の仮議席を指定します。

仮議席は、各議員がただいまご着席の議席を指定します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議席の指定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定します。

7番佐藤敏雄議員、13番鈴木壮二議員とします。

【日程第2、常任委員会委員の選任】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指定します。

7番佐藤敏雄議員は、産業建設常任委員会、13番鈴木壮二議員は、総務文教常任委員会とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。

【日程第3、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番澤井昭二郎議員、6番藤原幸雄議員を指名します。

【日程第4、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

【市長あいさつ】

○議長（伊藤榮悦） ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） このたび市長を拝命致しました藤原一成と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

私は、これまで潟上市合併以来12年、市政を運営してまいりました石川市長の後継として、これまでの石川市長の実績に基づきながら、ますますの市勢の発展のために尽力してまいりたいと考えております。

今回は、私の市政運営にあたっての基本的な方向性を述べさせていただきます。

対話と交流、私ども市、そして市議会の皆様、そして市民、あらゆるチャンネルの方々との対話と交流を深めながら、合併以来13年目を迎えた潟上市、ますますの一体的な発展を目指していくことを、その方向性と致したいと考えております。

詳しい所信については6月議会において皆様方に申し述べたいと思っておりますが、私ども潟上市は、合併以来、財政運営上も、それから子育て支援等その他の施策も勘案し、民間のデータではありますが、住みよいまちとして全国的に認知されてまいりました。これは、市長を中心とした市、そして市議会の皆様、そして市民の努力の成果と考えております。しかし、潟上市には、待機児童等の問題をはじめ、さまざまな諸課題も

山積していることは承知しております。課題があるから前に進めるのです。私は、そういう考えのもとに、課題をこの潟上市の強みで何とかそこをカバーし、前に進んでまいりたいと考えております。そのためにも、市議会の皆様方のご指導、ご支援、ご協力、そして市民の皆様との対話をますます深めていきながら、「チーム潟上」を目指して一体的に進んでまいりたいと考えております。

今後の市政運営にあたって重ねてご支援、ご指導、ご協力をお願い申し上げて、私の就任のまずごあいさつと致します。

さて、このたび平成29年第1回潟上市議会臨時会を開催することになりました。ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。幾つかの案件がございますが、皆様方のご協力を得て、この臨時会を成功裏に終わらせたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ここで、副議長と議事進行を交代するため、暫時休憩します。

（議長交代）

午前10時08分 休憩

.....
午前10時09分 再開

○副議長（鈴木斌次郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤榮悦議長から議長の辞職願が提出されておりますので、議長に代わりまして副議長が本件に関する議事を進めることと致します。

お諮りします。議長辞職の件を日程第6として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（鈴木斌次郎） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程第6として議題とすることに決定しました。

【日程第6、議長辞職の件について】

○副議長（鈴木斌次郎） 日程第6、議長辞職の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、20番伊藤榮悦議員の退場を求めます。

（20番 伊藤榮悦議員 退場）

○副議長（鈴木斌次郎） 辞職願については皆さんに写しをお配りしておりますが、「このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。」とい

う内容で、平成29年4月17日付で副議長の私宛てに伊藤議長から提出されております。

お諮りします。伊藤榮悦議長の議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（鈴木斌次郎） 起立全員です。したがって、伊藤榮悦議長の議長辞職の件については、許可することに決定しました。

20番伊藤榮悦議員の除斥を解きます。入場を求めます。

(20番 伊藤榮悦議員 入場)

○副議長（鈴木斌次郎） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（鈴木斌次郎） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行うことに決定しました。

【追加日程第1、議長の選挙】

○副議長（鈴木斌次郎） 追加日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、投票、地方自治法第118条の規定による指名推選のいずれの方法がよろしいか、ご意見を賜りたいと思います。9番。

○9番（西村 武） 投票による選挙をお願いします。

○副議長（鈴木斌次郎） ただいま9番議員から、投票の発言がございました。指名推選は、先ほど申し上げた地方自治法第118条により、全員の同意がなければ指名推選ができませんので、投票と決定致しました。

暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

.....
午前10時15分 再開

○副議長（鈴木斌次郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場出入口閉鎖)

○副議長（鈴木斌次郎） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長（鈴木斌次郎） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（鈴木斌次郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（鈴木斌次郎） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票してください。

(投票)

○副議長（鈴木斌次郎） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（鈴木斌次郎） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番戸田俊樹議員、12番菅原理恵子議員、13番鈴木壮二議員の3名を指名致します。

3名の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長（鈴木斌次郎） 選挙の結果を報告致します。

投票総数20票。有効投票18票、無効投票2票であります。

有効投票のうち、藤原幸雄議員7票、堀井克見議員4票、戸田俊樹議員4票、小林悟議員3票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、藤原幸雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場出入口開鎖)

○副議長（鈴木斌次郎） ただいま議長に当選されました藤原幸雄議員に対しまして、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を致します。

藤原幸雄議員は、当選の承諾及びあいさつをお願いします。藤原幸雄議員、発言席へ

ご登壇願います。

○議長（藤原幸雄） 皆様に謹んでお礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

このたび、新生潟上の市議会議員議長選におきまして、見事、皆様の温かいご支持、ご推薦をいただきまして当選されましたことに対しまして、まずもって敬意と感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

潟上市は合併をして13年目になります。この間に、それぞれの議長は本当にご立派な議長ばかりで、まさに公平無私という、いわゆるそれを旨として今日まで頑張ってきた議長各位に対しまして、厚く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。同時にまた、不肖私がそれに一步でも二歩でも近づけるように、私なりに誠心誠意頑張る所存でございます。

潟上市は、藤原市長が申し上げましたように、「チーム潟上」というキャッチフレーズでご当選をされました。私ども議会も、今回の選挙はあくまでもノーサイドということで、皆さんと一枚岩になって頑張りたいと思います。その際には、皆さんから特段のご支援とご協力を心からお願いを申し上げ、あわせまして市当局におかれましても特段のご支援とご協力、宜しくお願い申し上げます。

何はともあれ、これを機会に潟上市の隆々発展を皆さんとともに心からご祈念を申し上げ、大変素地ではございますが私のお礼のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（鈴木斌次郎） 藤原幸雄議長、私が降壇しますので、議長席へご登壇願います。

ここで、暫時休憩します。10時40分まで休憩します。

（議長交代）

午前10時30分 休憩

.....
午前10時40分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、会議録署名議員の補充指名を行います。

6番、私、藤原が議長に就任致したことにより、その補充の会議録署名議員に7番佐藤敏雄議員を指名致します。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定による議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定致しました。

【追加日程第2、議席の一部変更】

○議長(藤原幸雄) 追加日程第2、議席の一部変更を議題とします。

あらかじめ申し上げます。20番が議長席とされておりますので、20番の伊藤榮悦議員の席を6番に、6番の私の席を20番に変更します。

伊藤榮悦議員は、ただいま決定致しました議席にお着き願います。

暫時休憩します。10時45分まで暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

.....
午前10時45分 再開

○議長(藤原幸雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第7、承認第4号 専決処分の承認について(平成28年度潟上市一般会計補正予算(第11号))】

○議長(藤原幸雄) 日程第7、承認第4号、専決処分の承認について(平成28年度潟上市一般会計補正予算(第11号))を議題とします。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) それでは、第1回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第4号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年4月28日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成28年度潟上市一般会計補正予算(第11号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年3月30日 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市一般会計補正予算書（第11号）の1ページをお願い致します。

平成28年度潟上市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,620万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億1,097万6,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

9款1項1目地方交付税は1億1,620万5,000円の追加で、特別交付税でございます。交付決定額と予算計上済額の差額を計上するもので、平成28年度の特別交付税額は5億1,620万5,000円でございます。

歳出予算について申し上げます。

2款1項16目基金費は1億1,620万5,000円の追加で、財政調整基金積立金でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 財政調整基金積立金ということなんですけれども、これはいいとして、今までの合併以来の合計はどのようになっていますか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

財政調整基金の28年度末現在で、現在これを含めまして22億9,779万6,000円となっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） このたびの補正は、特別交付税1億1,620万5,000円ということで、先ほど特別交付税については5億1,600万円というふうな報告がありましたけれども、地方交付税は3月交付の特別交付税をもってその年度の決算額と理解しています。このたびの補正により平成28年度総額は63億5,396万3,000円ということですが、特別交付税については5億1,600万円というような報告がありましたけれども、普通交付税については7月算定でございますけれども、もう既に決まっておりますが、普通交付税については幾らでしょうか。これは差し引きすればわかるわけですが、その辺お願いします。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

普通交付税につきましては、58億3,775万8,000円となっております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、普通交付税につきましては昨年より約2億6,000万円ぐらい減額というふうなことでございます。それはそれとして、交付税につきましては合併算定替え等々の問題ありまして、逐次減っていく方向だということについては前から伺っておりますけれども、いずれ交付税そのものについては、実際のその税の収入の関係もありますけれども、だんだんとか減額されるという方向なのかなというようなことで理解しております。

そこで、平成28年度分の特別交付税の5億1,600万円、昨年より1億4,000万円ぐら増えておりますけれども、算定要素としてどのようなことがありますか、その辺説明願います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

算定要素ということでございますけれども、特別交付税につきましては12月交付分が4,977万3,000円でございます。3月交付分のうち震災以外の項目のわかる分は、3,704万5,000円と。で、調整項目というものがほとんどでございます。その部分が4億2,932万5,000円。この内訳につきましては明らかにされておりません。ただうちの方で推測するに、この分につきましては多分除雪費ではないのかなと。増えた理由はそうだろうというふうに推測しております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第4号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、承認第4号は、原案のとおり承認する

ことに決定致しました。

【日程第 8、承認第 5 号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）】

○議長（藤原幸雄） 日程第 8、承認第 5 号、専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第 5 号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の 3 ページをお願い致します。

承認第 5 号、専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 4 月 28 日 提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

改正理由につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたため、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、市民税に係る部分につきましては、地方税法等の一部改正により生じた条文の条ずれ等、規定を整備するものでございます。

次に、固定資産税に係る部分についてであります。

主な改正内容は、保育の受け皿の整備を促進するための措置を講ずるものとし、潟上市市税条例第 59 条の次に、家庭的保育事業等に係る課税標準額に乗ずる割合を 2 分の 1 とする条文を加えるもの、及び附則第 8 条の 2 第 15 項、第 17 項を削り、整備し、第 17 項として新たに、企業主導型保育事業に係る課税標準額に乗ずる割合を 2 分の 1 とする条文を加えるもの、並びに耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅に係る減額措置に係る規定の整備として、附則第 8 条の 3 第 8 項の次に、固定資産税の軽減を受けようとするものが提出する申告書についての事項等を加えるものであります。

なお、家庭的保育事業等及び企業主導型保育事業に係る軽減措置の対象者は、現在のところおりません。

次に、軽自動車税に係る分についてであります。軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年間延長するものとし、附則第14条第4項の次に、新たな適用期限等を加えるものです。新たな適用期限は、平成29年4月1日から平成31年3月31日となります。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） いろいろ市民税に関しては、直接市民に本当に生活に密着しているのは軽自動車税だと思います、この中では。それで、今までこの軽自動車税については、提案したり、途中でまた廃棄したりということ、条例的にはね、そういうふうなことをやってきたんですが、今回は本格的に施行ということで専決処分となっておりますけれども、これわかりやすく言えば、平成27年の3月31日以前の車、あるいは以後の車というふうなことで、税金の掛ける率が多くなったりというふうなことだと思うんですけれども、これについて間違いないでしょうか。それから、そうだとすれば、対象となる車の数、それはどうなっているのかということと、あとこれについてどのように周知、市民の方にね周知されているのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

はじめの前段につきましては、はい、そのとおりでございます。それで台数でございますが、4輪貨物の自家用で16台、4輪乗用の自家用で452台、それらが影響出るものとして約160万円が影響額となります。また、周知の方法と致しましては、広報、ホームページ等でお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） この軽自動車税の対象とならない車種もあると思うんですけれどもね、そのことと、あとは今後この軽自動車税については、変更の予定があるのかどうか、そこら辺の見通しについては、関係する省庁の方からあるのかないのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

対象となる自動車につきまして、先ほど言いましたとおり、4輪貨物の自家用、4輪乗用の自家用ということでございます。あと、これからの改正内容については、現在のところ省庁等から連絡は入ってございません。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） これ対象外の軽自動車というのは、天然ガス軽自動車とかメタノールの利用しているものとか、今後、メタノール軽自動車というふうな及びガソリン電力併用軽自動車、これは適用されないというふうなことになっているはずなんですよ。そこら辺をお聞きしたかったんですけども、本市について、そういうふうな車があるのかなのか、そこら辺ももう一回お願いします。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

対象となる車があるかないかというお話でございますけども、先ほど申し上げましたとおり、台数で4輪貨物で16台、それから4輪乗用で452台、これが平成28年度で該当しておりますので……あっ、この除いた部分が該当にならないということになります。例えばです、これはこれしか載ってないですね。すみません。該当にならない台数はちょっと現在把握しておりません。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 質問なんですけれども、該当にならない数は把握してないということですか。えっ、ああ。じゃ、後でお知らせください。宜しく申し上げます。終わります。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第5号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。したがって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第9、承認第6号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（藤原幸雄） 日程第9、承認第6号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 議案書の18ページをお願い致します。

承認第6号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年4月28日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成29年3月31日 潟上市長 石川光男

次のページをお開き願います。

改正理由につきましては、承認第5号と同様であり、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたため、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、国民健康保険税の低所得者世帯の軽減措置の拡大であります。現在、低所得者世帯に対し、法定軽減として平等割額と均等割額7割、5割、2割軽減をしておりますが、さらなる軽減対象世帯の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準額を引き上げるものとして、潟上市国民健康保険税条例第25条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改めるものでございます。

なお、28年度をベースにして試算したところ、2割軽減世帯で3世帯が増となります。影響額は7万円。5割軽減世帯で15世帯が増となり、影響額は64万円となります。また、この財源につきましては、保険基盤安定繰入金で全額補てんされるということでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 今説明受けましたけれども、低所得者対策をやるために所得の高い方の国保税を引き上げるというふうな、一部引き上げるというふうなことで間違いございませんか、考え方としては。そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

今ご説明しましたのは、国民健康保険の低所得者世帯の軽減措置の拡大ということでございます。現在、低所得者世帯に対し軽減として平等割と均等割、それぞれ7割、5割、2割と軽減しておりますけれども、さらなる軽減対象世帯の拡大ということでございますので、そのようにご理解をお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 低所得者対策の拡大のために26万5,000円を27万円に上げてね、その財源をつくるということなんでしょう。そういう考え方ではないんですか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

これは、基準額です。26万5,000円という基準を27万円に改めることによって軽減世帯数が増えていくと、そういうことでご理解をお願いします。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 基準額を引き上げて、それで対象となる方を増やすということの考え方だということですね。わかりました。はい、どうも。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） この国保税の5割、2割軽減の対象者の加算額がこういうふうに変更されることについては異議がありませんが、他市との比較なり検討しているのか、それとも国の方からこういうふうな部分のみ専決しなさいというふうに来てるのか、その辺の状況といいますか、過程の顛末の少し説明をいただきたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） 11番戸田議員のご質問にお答え致します。

今回の改正につきましては、これは全国一律の改正でございまして、他市町村との比較には該当しないものというふうに理解してございます。ちなみにでございますけれども、先ほど総務部長が申し上げましたように、今現在、28年度ベースで推計致しますと、

2割軽減が578世帯、それと5割軽減が884世帯、今回は該当しませんけれども7割軽減が1,724世帯というふうに、合計致しますと3,186世帯が軽減の対象になるということで、28年度ベースの平均国保の世帯数が4,764世帯でございますので、約70%近い世帯が軽減の恩恵に預かれるというふうな状況になってございます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） さっきの質問と重複するかと思えますけれども、この限度額の引き上げ、48万円から49万円、これは何所帯、どれくらいの影響額になりますか。

○議長（藤原幸雄） 仲山長寿社会課長。

○長寿社会課長（仲山和法） 3番佐々木議員にお答え致します。

今回の改正につきましては限度額の改正ではございませんで、ご存じのとおり国保の限度額につきましては、平成28年度現在で89万円となっておりますけれども、国からの情報によりますと平成29年度は限度額は上げる予定はないというふうになってございます。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） ちょっと質問といいますか、質問ではございませんが、いずれ要望といいますか、こういう条例改正の場合は、今回は特に国の法律の通過の関係で専決処分と、いわゆる議会を開くいとまがなかったというふうなことでありますが、こういう法律改正、あるいは条例改正につきましては、ひとつ原理原則があると思うんですよ。というのは、普通、法制事務やっておりますと、条例改正につきましては改正要綱、それに条例案、新旧対照表、3つが条件でありますので、先ほど来説明で総務部長がいろいろ説明しておりますが、それは言ってみれば改正要綱でわかりやすく説明すると、いわゆる条例改正の大綱を説明すると。そして条例案を出して、しかも従来のものを改正するとすれば新旧対照表と、これは3つの要素があると思うんで、このことについては私も委員会等で再三お願いしてございますけれども、条例審議の場合はそういうふうにひとつの改正要綱というものが、当局の説明の説明要旨にも言われておりますけれども、それをひとつの文書にして、要綱にして、ひとつこれから出していただければ、先ほどのような議論はないのではないかなと思っておりますので、そのようにお願いして終わります。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

確かに今回専決処分というのは3月31日に公布されて、4月1日施行ということでございますので、専決処分は致し方ないということでございますが、確かにそのもととなります法律の改正内容につきましては、今要望のありましたとおり、そちらの方を検討させていただきたいと思っております。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから承認第6号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

【日程第10、同意第3号 潟上市固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任について】

○議長（藤原幸雄） 日程第10、同意第3号、潟上市固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任についてを議題とします。

同意第3号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 議案書の21ページをお願い致します。

同意第3号、潟上市固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任について

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会の補欠の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 潟上市昭和豊川槻木字荒屋25番地

氏 名 鈴木義也

生年月日 昭和30年9月20日

平成29年4月28日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、潟上市固定資産評価審査委員会委員の佐々木博信氏が平成29年3月22日に死去したことにより欠員が生じたことから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て委員を選任しなければならないものであります。

裏面の略歴をご覧ください。

鈴木氏は、職業柄、登記関係も扱うため、固定資産の評価について詳しい方でありま
す。また、平成26年10月より潟上市情報公開・個人情報保護審査会委員も務めており、
市民の権利を守る方としてはまさに適任と考えておりますので、何とぞ同意のほど宜し
くお願いします。

なお、任期につきましては、本日より同年6月26日までとなります。そのため、6月
定例会においては再度委員の選任について同意を求めることとなりますので、ご理解の
ほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第3号を起立により採決します。本件は、これに同意することに賛成の
方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第3号は、同意すること
に決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成29年第1回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でございました。

午前11時16分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長 藤原幸雄

〃 前議長 伊藤榮悦

〃 副議長 鈴木斌次郎

〃 署名議員 澤井昭二郎

〃 署名議員 佐藤敏雄